

第7章 不公正な取引方法への取組

第1 概説

独占禁止法は、第19条において事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止しているほか、事業者及び事業者団体が不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的契約を締結すること、事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること、会社及び会社以外の者が不公正な取引方法により株式を取得し又は所有すること、会社が不公正な取引方法により役員の兼任を強制すること、会社が不公正な取引方法により合併すること等の行為を禁止している（同法第6条、第8条第5号、第10条第1項、第13条第2項、第14条、第15条第1項、第15条の2第1項第2号及び第16条第1項）。不公正な取引方法として規制される行為の具体的な内容は、公正取引委員会が告示により指定することとされてきたが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）により、これまで不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）により指定されていたもののうち、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用の全部又は一部が法定化され（独占禁止法第2条第9項第1号から第5号まで）、新たに課徴金納付命令の対象となった（同法第20条の2から第20条の6まで）。

不公正な取引方法に対する取組に関しては、前記規定に違反する事件の処理のほか、不公正な取引方法の指定に関する調査、不公正な取引方法に関する説明会の開催等の普及・啓発活動、不公正な取引方法を防止するための指導業務等がある。また、不公正な取引方法に関する事業者からの相談に積極的に応じることにより違反行為の未然防止に努めている。

第2 不当廉売に対する取組

企業の効率性によって達成した低価格で商品を提供するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとすることは、独占禁止法の目的からみて問題がある場合があり、公正な競争秩序に悪影響を与えるときは、不公正な取引方法の一つである不当廉売として規制される。

公正取引委員会は、不当廉売に対し、厳正かつ積極的に対処することとしている。

1 不当廉売事案への対処

(1) 処理方針

小売業における不当廉売事案については、①申告のあった事案に関しては、処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内として迅速処理（注）することとし、繰り返し注意を受ける事業者に対しては、事案に応じて、責任者を招致した上で直接注意を行うほか、②大規模な事業者による事案又は繰り返し行われている事案であって、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについて、周辺の販売業者の事

業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処することとしている。

(注) 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

(2) 処理の状況

ア 警告

令和6年度においては、2件の不当廉売事件について警告・公表を行った。具体的には、石油製品小売業者2社が、沖縄県沖縄市及び同県中頭郡北中城村に所在する4給油所において、令和6年2月1日から同年6月30日までのうちの一定期間、レギュラーガソリンを、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いのある事実が認められたことから、当該小売業者に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

イ 注意

令和6年度においては、酒類、石油製品等の小売業に係る不当廉売の申告等に対し迅速処理を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして合計253件の事案に関して注意を行った（第1表参照）。

例えば、酒類について、供給に要する費用を著しく下回る対価で販売した大規模小売事業者の責任者に対し、不当廉売につながるおそれがあるとして直接注意した事例があった。石油製品について、繰り返し注意を受けていた大規模な給油所を含む複数の給油所を運営する事業者の本社の責任者に対し、供給に要する費用を下回る対価で販売したとして直接注意した事例があった。また、繰り返し注意を受けた事業者には、注意後の価格動向について情報収集を行うために、販売価格、仕入価格等の報告を求めた。

第1表 令和6年度における小売業に係る不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

(単位：件)

	酒類	石油製品	家庭用電気製品	その他	合計
注意件数	18	186	1	48	253

第3 優越的地位の濫用に対する取組

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（優越的地位の濫用）は、自己と競争者間及び相手方とその競争者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであり、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為に対し、厳正かつ効果的に対処することとしている。

1 優越的地位の濫用への対処

公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為に係る調査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスクフォース」という。）を設置し（平成21年11月）、調査を行っているところ、令和6年度においては、優越タスクフォースが中心となって、3件の警告を行った（第2章第3参照）ほか、41件の注意を行った。

注意の内訳（行為類型）は第2表のとおりであり、取引の対価の一方的決定が29件、不当な給付内容の変更及びやり直しの要請が15件、減額が8件、その他経済上の利益の提供の要請が7件、支払遅延が4件、協賛金等の負担の要請及び従業員等の派遣の要請が各3件、その他が2件、購入・利用強制及び返品が各1件となっている（注）。

（注）独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法である下請法において勧告又は指導が行われた違反行為等は、第8章第2 **3** 違反行為類型別件数のとおりである。下請法においては、独占禁止法の優越的地位の濫用規制とは異なり、支払遅延、減額及び買いたたきの3類型が違反行為類型別の実体規定違反件数の約9割を占めている。ただし、下請法の対象は、親事業者と下請事業者との間の一定の委託取引に限られており（第8章第1参照）、そのような限定がない優越的地位の濫用規制とは異なる。

第2表 注意事項の行為類型一覧

（単位：件）

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	物流取引	宿泊業者 に対する 納入等取引	飲食業者 に対する 納入等取引	卸売業者 に対する 納入取引	冠婚葬祭 業者に対 する納入 等取引	その他 の取引	合計
購入・利用強制	0	1	0	0	0	0	0	1
協賛金等の負担 の要請	0	0	0	0	1	0	2	3
従業員等の派遣 の要請	2	0	0	0	1	0	0	3
その他経済上の 利益の提供の要 請	0	7	0	0	0	0	0	7
受領拒否	0	0	0	0	0	0	0	0
返品	1	0	0	0	0	0	0	1
支払遅延	0	4	0	0	0	0	0	4
減額	1	7	0	0	0	0	0	8

取引の対価の一方的決定	3	22	0	0	0	0	4	29
不当な給付内容の変更及びやり直しの要請	0	15	0	0	0	0	0	15
その他	1	1	0	0	0	0	0	2
合計	8	57	0	0	2	0	6	73

(注) 一つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数（41件）と行為類型の内訳の合計数（73件）とは一致しない。

2 中小企業等の価格転嫁円滑化に向けた取組

中小企業等が労務費、原材料価格、エネルギーコストの上昇分を取引価格に適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日）が取りまとめられた。そして、同パッケージの内容を踏まえ、第9章のとおり、公正取引委員会は各種の取組を実施してきた。

優越タスクフォースにおいては、取引先の中小企業等からの労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇による取引価格の引上げ要請について、一部の品目の値上げにしか応じない、交渉に応じず従来どおりに取引価格を据え置くなど、一方的に取引条件を設定している疑いがある発注事業者に対して、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして、令和6年度においては25件の注意を行った。

3 物流特殊指定に係る対応

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（平成16年公正取引委員会告示第1号）（以下「物流特殊指定」という。）を指定し、その遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を継続的に行っている。

優越タスクフォースにおいては、前記の調査で物流事業者から寄せられた荷主の行為に関する情報も活用して荷主と物流事業者の取引に関する優越的地位の濫用事案を処理しているところ、令和6年度は、(株)イトーキに対して警告を行ったほか、物流特殊指定違反につながるおそれがある荷主に対して29件の注意を行った。

4 インボイス制度に係る対応

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施に際しては、免税事業者を始めとした事業者の取引環境の整備が求められているところ、これへの対応として、公正取引委員会では、インボイス制度の実施に際して起こり得る、免税事業者に対する一方的な取引価格の引下げや、課税事業者に転換した者に対する一方的な価格の据置きといった行為等、どのような行為が独占禁止法や下請法上問題となるかについての考え方をQ&Aの

形で明らかにした。このQ&Aは、令和4年1月19日に関係省庁連名で公表し、その後、同年3月8日に改正を行った。

令和6年度においては、事業者団体等が主催する講習会に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、このQ&Aについて説明を行った。また、関係者から寄せられる相談に対応したほか、インボイス制度に関連した設問を含む各種書面調査を実施した。

また、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関するQ&Aにおいても、インボイス制度に関連してフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となり得る行為について考え方を明らかにした。

(インボイス制度に係る対応については、下記リンクを参照のこと。)

<https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>

